

(様式2号)

特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農地の貸付けを受ける者(以下、「借受者」という。)が野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、[開設主体](以下、「開設者」という。)が行う特定農地貸付け(以下、「貸付け」という。)の実施・管理及び運営に関して必要な事項を定める。

(契約対象農地)

第2条 貸し付けをする 市民農園の土地、概要等は別表のとおりとする。

(貸付条件)

第3条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、5月 日から 月 日までの単年度契約とする。
 - (2) 貸付料は、1区画(m^2 、 \times)当たり年間 円とする。
 - (3) 市民農園の貸付対象者は、農業者以外のものとする。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為を禁止とする。
- (1) 建物及び工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付農地を第三者へ転貸すること。
 - (4) 植木、果樹等の永年性作物を栽培すること。
 - (5) 共同利用施設等を占有に使用すること。
 - (6) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等をする事。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

(募集の方法)

第4条 借受者の募集は、札幌市が発行する広報誌に掲載するほか、チラシの配布により一般公募等を行うこととする。

(申込みの方法)

第5条 貸付けを受けようとする者は、募集期間内に申込書を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第6条 第5条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定する。

2 申込みをした者の数が募集した数を上回った場合は抽選により借受者を決定す

る。

- 3 前項及び第1項により借受者が決定したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(契約方法及び貸付区画の決定)

第7条 前条第1項により貸付けが決定した者は、開設者が指定する契約日に「市民農園利用契約書」(特定農地貸付法による札幌市市民農園事務要領で定める様式5号)により契約を行うものとする。

- 2 前項により契約する貸付区画は、抽選により決定する。

- 3 貸付区画は、原則、1借受者につき1区画とし、農園の区画に残余が生じたときは、複数の区画を追加配分することができる。

(更新)

第8条 当該年度に契約した借受者は、翌年以降も優先的に借り受けることができる。

(貸付農地の管理、運営等)

第9条 貸付農地の適切な管理及び運営の確保又は貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないための確保等については、開設者と札幌市が別途締結する「貸付協定書」及び「土地賃貸借契約書」の関係条項を準用し行うこととする。

(貸付料の支払い)

第10条 借受者は、貸付料を第7条第1項の規定による契約日に支払わなければならない。

(貸付農地の解除等)

第11条 次の各号に該当するときは、借受者との契約を解除することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 借受者が貸付料を支払わないとき。
- (3) 借受者が第3条第2項に掲げる行為をしたとき。
- (4) 借受者が貸付農地を正当な理由なく3か月以上にわたり農作業を行わないとき、又は放置したとき。
- (5) 農園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付料の返還)

第12条 既に納付された貸付料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 借受人の責めによらない事由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 前号のほか、開設者が相当な理由があると認めたとき。

(貸付農地の返還)

- 第13条 借受者は、第3条第1項第1号に規定する貸付期間が満了したとき、又は第11条の規定による貸付農地を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、開設者に返還しなければならない。
- 2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、借受者は一切の権利を放棄したものとみなし、開設者は任意で処分することができる。

(賠償責任)

- 第14条 借受人の責めに帰すべき事由により、農園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに原状に回復し、その損害を開設者に賠償しなければならない。
- 2 開設者は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。
- 3 開設者は、借受者に故意又は過失による損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

(補則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、市民農園の利用に関する必要な事項は、別途借受者に配布する「利用のきまり」に補記するものとする。

附則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成17年改正法律第52号)第3条第3項の規定により農業委員会の承認があった、平成 年 月 日から施行する。